

# 使用前検査申請書

〔 玄海原子力発電所第3号機  
原子炉冷却系統設備の改造の工事 〕

原発本第93号  
令和5年8月28日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役 池辺 和弘  
社長執行役員

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

|  |   |
|--|---|
| 検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地         | 名称 玄海原子力発電所<br>所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村   |
| 原子力発電工作物の概要                              | 玄海原子力発電所第3号機<br>原子力設備<br>原子炉冷却系統設備<br>化学体積制御設備<br>主要弁<br>主配管<br><br>工事計画の認可番号及び認可年月日<br>・平成24・01・23原第5号 平成24年2月9日 |
| 検査を受けようとする工事の工程                          | 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号）   |
|  | 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）   |
| 検査希望年月日                                  | （一号） 自 令和5年 9月 28日<br>至 令和6年 1月   |
|  | （五号） 自 令和5年 12月 22日<br>至 令和6年 1月  |
| 使用開始予定年月日                                | 令和6年 2月   |
| 原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日 | 令和5年 8月 28日   |

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

| 年<br>月<br>項目                                 | 令和5年 |    |    |  |     |     |     | 令和6年 |    |    |  |  |  |
|--|------|----|----|--|-----|-----|-----|------|----|----|--|--|--|
|  | 6月   | 7月 | 8月 | 9月   | 10月 | 11月 | 12月 | 1月   | 2月 | 3月 |  |  |  |
| 原子力設備<br>原子炉冷却系統設備<br>化学体積制御設備<br>主要弁<br>主配管 |      |    |    | <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 5px;">工事期間</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> |     |     |     |      |    |    |  |  |  |

△ 材料検査・寸法検査・外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査・耐圧検査・漏えい検査

▲ 機能・性能検査

## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

〔 玄海原子力発電所第3号機  
原子炉冷却系統設備の改造の工事 〕

### (1) 検査に伴う放射線管理

#### a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

#### b. 個人被ばく管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

### (2) 検査場所の区域区分

3号機 原子炉格納容器 EL. 3.7M  
-4.7 M

3号機 原子炉周辺建屋 EL. -5.2 M

#### a. 汚染区分

B区域<sup>(注1)</sup>

(注1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

#### b. 線量当量率区分

2区域<sup>(注1)</sup>

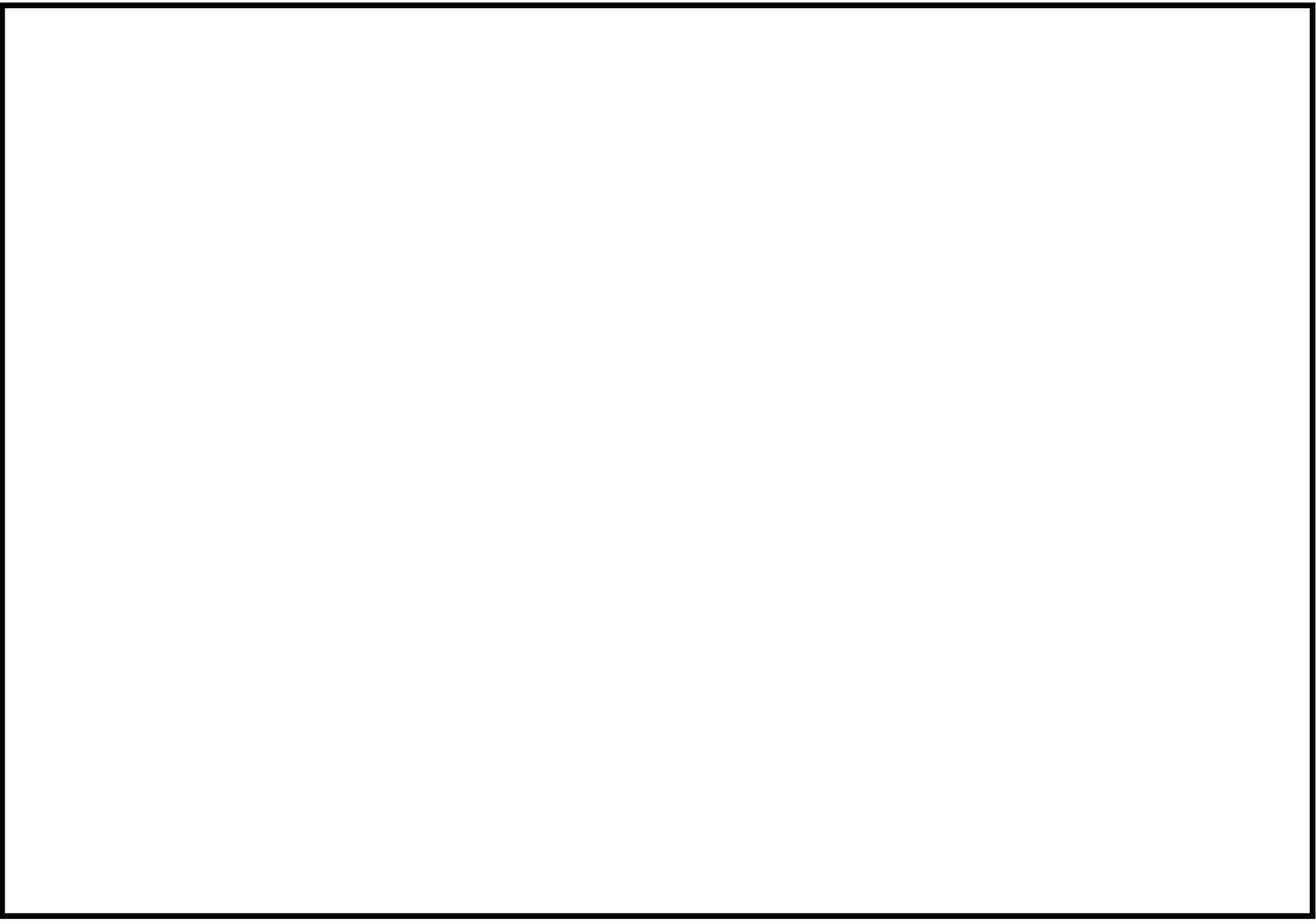
3区域<sup>(注2)</sup>

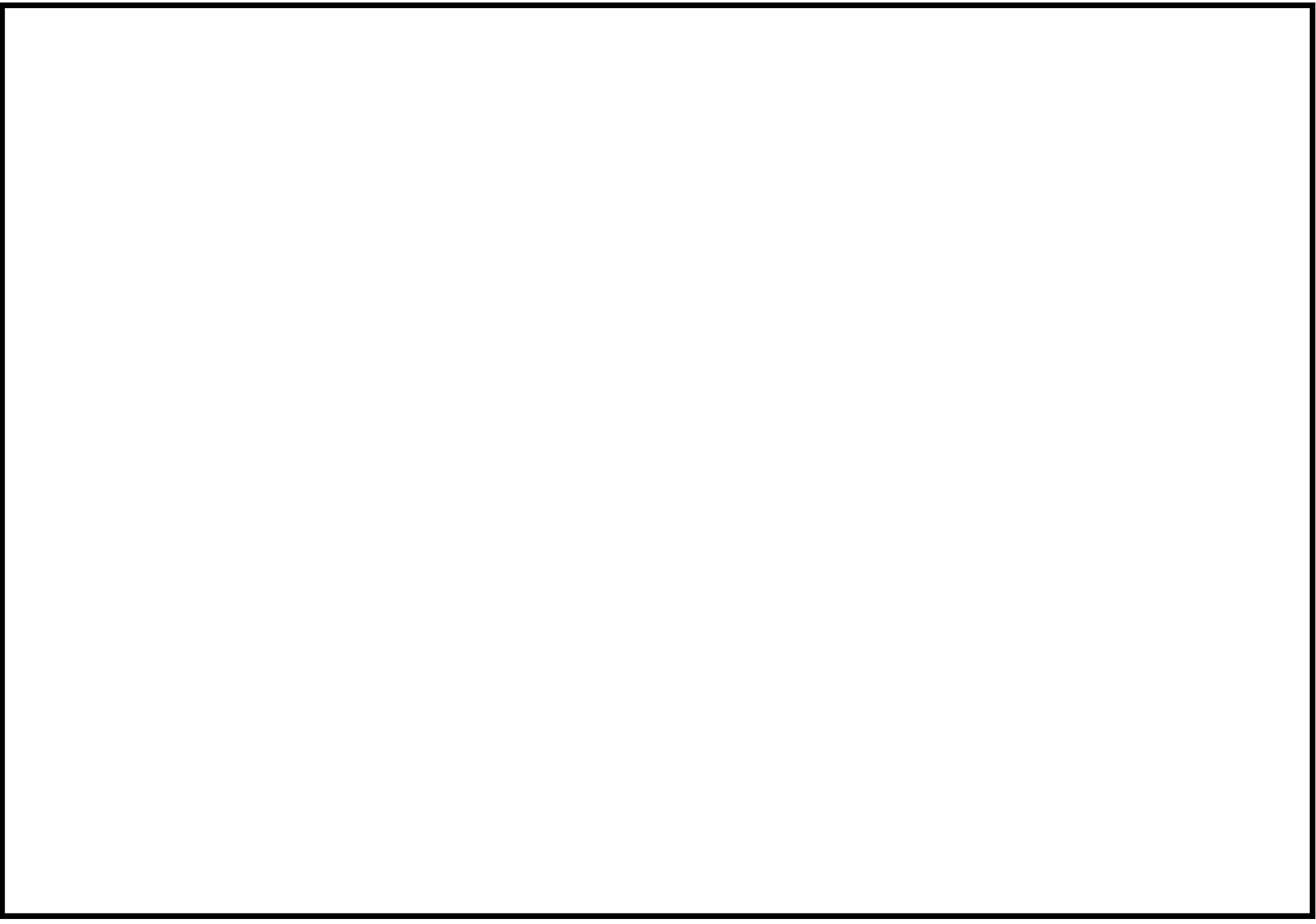
(注1) 1mSv/hを超えるおそれがない区域

(注2) 1mSv/hを超えるおそれがある区域

### (3) 管理区域検査場所図

別紙参照





## 参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。